

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 20 年度 第 2 回横島地域協議会

## 2 開催日時

平成 20 年 7 月 1 日（木） 午後 3 時 00 分から

## 3 開催場所

玉名市横島町公民館 第 1 会議室

## 4 出席者

委 員：村上康弘委員、田上かづ子委員、島崎洋一委員、永田知栄子委員  
米田昭子委員、本山雅実委員、森川 勉委員、大柿貴宏委員  
松本祐一委員、徳山重人委員、寺本 博委員、前村まり子委員  
中尾小百合委員

事務局：吉村横島総合支所長、竹本総務振興課長、  
村崎総務振興課審議員兼課長補佐、宮田総務振興課主任

欠席者

委 員：前本 勝委員、本島英俊委員

## 5 会議の内容

### (1) 開会

### (2) 会長挨拶

### (3) 会議録署名委員の指名について

### (4) 議題

①平成 18・19 年度の地域協議会活動状況について（報告）

②防犯灯の修繕・新設に伴う補助金申請手続きについて（報告）

③防災無線の管理・運用について（報告）

### (5) その他

昭栄地区公園建設について

### (6) 閉会

## 6 議事の概略・協議結果

### (1) 平成 18・19 年度の地域協議会活動状況について

平成 18・19 年度の地域協議会の議事録概要を配布した。

### (2) 防犯灯の修繕・新設に伴う補助金申請手続きについて

防犯灯設置等補助金申請について報告した。

### (3) 防災無線の管理・運用について

防災無線の管理・運用について報告した。

(4) その他

昭栄地区公園建設について委員から要望があり協議した。

7 会議資料

(1) 会議次第

8 傍聴人の数

0人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

それでは皆さん、改めましてこんにちは。定刻となりましたけれども、会議に入ります前に本日は委員さん15名のうち2名が欠席というようなことで報告を受けております。定足数の2分の1以上の会議参加ということで、本日の会議は有効ということで成立することを報告しておきます。それでは平成20年度第2回横島地域協議会を開会いたします。開会に先立ちまして、総合支所長がご挨拶申し上げます。

(支所長)

【記載省略】

(事務局)

では本日の会議次第に基づきまして、会議を進めていきたいと思っております。式次第の2番目といたしまして、会長から挨拶をお願いします。

(会長)

【記載省略】

(事務局)

どうもありがとうございました。次に次第3、本日の会議録署名委員を会長のほうから2名指名していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、3番の中尾委員さんと5番の本山委員さんをお願いします。それではこの会は会長が議長ということで、会を進めていきたいと思っております。まず、議題の①の平成18・19年度の地域協議会活動状況についての報告、②の防犯灯の修繕・新設に伴う補助金申請手続きについての報告、③の防災無線の管理・運用についての報告。この3つを一括して事務局から報告していただきまして、その後で皆様と協議していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【事務局より議題の①②③について報告】

(会長)

ただいま、事務局から議題の3件について報告がありました。質問等があったらよろしくお願ひいたします。

(委員)

防災無線ですが、まちづくりのほうで色々なイベントがありますが、そういう場合に防災無線の放送を使えるものでしょうか。

(事務局)

今後、支所毎では放送が出来なくなりますので、本庁への申請ということになりますが、なかなか各種団体からのイベント関係の放送依頼というのは難しいということになります。

(委員)

ただ、私たちが委員であるまちづくり委員は横島町のためにがんばっているのに、何で行政がそれに協力しないのだろうかという話がありました。だからそういうことには、協力してもらえないだろうかという意見があります。

(委員)

支所で放送ができなくなるのは新庁舎が完成した後の話でしょう。その間はいま委員さんがお尋ねされた問題についてはどうですか。支所のほうから放送できるでしょうか、できないでしょうか。

(事務局)

担当のほうに確認したところ、ホテルのタベについて防災無線で放送できないかという話をされたそうです。その中でどうだろうかということですが、放送できないとは言わず検討しますということだったのですが、それなら区長さんにお願ひしてみようかということで区長会の会議の中でお願ひをされたということでした。

(委員)

行政がはっきりとした答えを出せなかったので、区長にお願ひに来たということだったので、区長として私が言った訳ですけれども、これは区長が言うべきことではないと言う訳ではないですが、横島中の区の無線で一斉に放送すれば聞取りにくいので、行政のほうで放送したほうがいいのではないかと聞いた時に、行政のほうから何も回答がありませんでした。その後、放送がなかったのも、やはり放送できなかったのかなと思ったわけです。

(事務局)

防災無線の放送の件ですが、放送は行いました。

(委員)

それなら今後も放送してもいいのでしょうか。委員さんから話がありますが。

(事務局)

新庁舎が出来までの期間については、支所から放送できます。

(委員)

それなら、納得しました。それと市と合併して周波数の関係で今までのように放送できないということでしょうか。どうなっているのでしょうか。

(事務局)

各支所で防災無線の親局というのがありますので、それで放送ができていたのですが、今度新しくデジタル化になると市として1つの周波数しか使えないということになります。今まで4つあったのですが。

(委員)

それなら一切、支所からのそういった伝達はできなくなるのでしょうか。

(事務局)

横島は横島の周波数を使っていて、他の所はまた違った周波数を使っていたわけです。デジタル化ということで周波数を同一にした場合は全部の機械が反応する可能性はあると考えています。

(委員)

支所で、もし連絡をしたい場合にどういった方法を取ろうと思っているかですね。

(事務局)

議論されています、出来る、出来ないというのは今までの無線の機械とデジタル化ということですので、そのあたりはもう一度こちらで確認して調べてもらいますのでその辺はよろしいでしょうか。

(委員)

そうすると支所からの放送ができないということは、行政区毎に防災無線を使つての放送施設がありますが、それも当然、出来ないということですね。

(委員)

それならデジタル化で支所から放送が出来なくなるということですが、放送出来るようにすることはできないのでしょうか。

(事務局)

以前の旧式のタイプは多分出来なかったと思います。

(委員)

この情報化時代というのに、それが急になくなったりするなら行政区で有線放送を作り直す必要がありますよ。

(支所長)

新庁舎が出来るまでは今の体制でいきますので、委員さんが言われたようなことは放送できます。

(委員)

どの範囲で放送できるのかを私は尋ねただけで、防災無線はできないかなとその時は思ったわけです。ですから伝えたい事項によって違うでしょうから、それが出

来るかという判断を事務局のほうですということであればそれでいいと思います。  
その答えだけ詰めていただきたいと思います。

(副会長)

その関連ですが、私は文化協会ですけれども例えば文化祭等についてお願いしたいということであれば、総務の方に申請に行ってそこで審査をしていただいて、これは放送してもいいか悪いかということになるのでしょうか。

(支所長)

はい。文化協会の横島支部として持ってこられるのならば出来ます。

(委員)

基本的に自治区がある期間というのは過渡期となると思いますが、新庁舎が建ったら放送はできなくなるということでしょうか。

(支所長)

旧玉名のエリアにおいては、防災行政無線というのを非常に厳格に扱っているわけです。横島は運用を広げているわけです。天水にしても同じだと思います。ですから、その辺は合併してから議論されたところもあります。少し放送しすぎではないかということもありました。ただ、今までやってきた経緯がありますので、私としては今までどおりの放送はしていきたいと思っています。

(委員)

何処かで聞いたことですが、合併して以来、横島は放送をしすぎていると、そういう話がありました。いま漁協の問題、農協の問題といった色々な放送があって住民としては非常に助かっています。それで多すぎるというのは何故かと思っていたわけですが、防災無線をあれだけ利用して年に1回、電波管理局でしたか監査に来ていますが、電波管理局からは何も言われずに、玉名市からは放送が多すぎるとかといったことを何故言うのかと思います。年間の負担金を支払えば、特別なお金が必要なわけではないでしょう。

(委員)

玉名市と合併した後に、合併していいことは何もなかったという意見もかなりあります。それで色々なサービスが低下していく中で、特に情報伝達手段である防災無線まで一切使用できないということであれば、本当にただじゃ済みませんよ。

(支所長)

防災無線の話は少し先走り過ぎたところがありました。

(課長)

電波関係は電波管理局の許可がありますので、免許が色々あります。それで同一周波数にした場合、どういう風になるかをこちらのほうで勉強させてください。

(支所長)

本庁からの放送しか出来なくなるということなら、こういう場でもって皆様方の

意見をまとめると、当然いたるところからそういった意見が出てくると思います。

(委員)

このことは横島だけではないでしょうから何らかの方法で新しい町内の伝達方法を検討していただかなくてはけません。どれくらいの予算になるのか、防災無線ともうひとつ地域独自の放送施設がどうしても必要だろうと思いますので、それぞれ地域協議会とか各種団体もそのことは必要だと思ってきています。先日、人権擁護委員で小・中学校を回った時にも、漁協ばかりを放送して、学校関係の放送ができないというのは矛盾するのではということで、話しができました。一番大事なところで連絡が出来なくなるというのは、いけないのではないだろうか、その辺も踏まえて新しい放送施設も平行して考えてもらわなければいけない。

(会長)

それでは今の防災無線の件については、これで済ませますけれども、他の2点について何か質問はないでしょうか。

(委員)

すみません。有明中学校の街灯のことですが、田んぼ道を子ども達がみんな帰るので、街灯が欲しいということをやっと言われていたと思いますが、それについての検討はないのでしょうか。ひとつは角にあります、それが壊れているらしいんです。これを修理してもらえたらと、大浜地区の方に言わなくてはいけないのでしょうか。

(事務局)

その点については、通学路ということで前回話しがあったかと思いますが、横島は校区が1つですので、行政区にあるところは行政区で建ててもらおうというのが基本です。しかし行政区や校区をまたがっている場合、例えば大浜と横島をまたがっていて、横島から大浜にお願いしたときに実際建てようとするところは、大浜なので、大浜のほうで建てられるかということや、又は行政で建てて欲しいということになりますが、その点についての回答があります。大浜地区では行政区をまたいでいる場合は、大浜全体でお金を出し合って建てて、管理や電気料を支払っています。また豊水地区については、小学校のPTAのほうで申請をしてもらえれば、こういった補助金は出ますので。

(委員)

じゃあ、有明中のPTAが市のほうに申請すれば補助金が出る可能性があるわけですね。

(事務局)

通学路に指定して、通学路になっているんですね。

(委員)

ええ。

(委員)

有明中学校のところは前から、要望があっているんです。栗之尾のところからまっすぐの道はいくつか街灯がありますが、離れ小屋のところから中に入ったところは真っ暗です。合併する前から要望が出ていたのですけれども。

(会長)

前からPTAのほうから要望があっていましたね。みやまえ幼稚園がありますよね。あそこをまっすぐ行ったところも通学路ではないでしょうか。

(委員)

あそこもです。京泊はあちらを通って行きますが、あちらも暗いんです。

(委員)

それは大浜地区に建ててもらおう事案ですか。

(委員)

そうなんです。

(委員)

それはなかなか難しいですね。ちょっと尋ねていいでしょうか。いま行政区負担と市と約半分ずつで電気料を支払っていますね。それは横島だけではなくて、玉名、岱明、天水も全部やり方は同じでしょうか。

(事務局)

同じですね。ただ横島は1校区となっていますので、全体で負担することになっていますが、他の地区については行政区ごとに電気料を払っています。

(委員)

それは半額をですか。

(事務局)

半額近くです。例えば大浜地区で防犯灯が5本建っているとすると、行政区でその分の電気料を地区ごとに払っています。

(委員)

それは市も半分出すのでしょうか。

(事務局)

はい。

(事務局)

申請の時点から横島みたいに横島町になってないんです。申請したPTAならPTAの名前になっていますので、それで半分払わないといけないと。横島は校区全体で払われているのが現状です。

(委員)

横島と同じならと思って言いかかったのですが、というのも私の地区の新田でも石塘が隣接してあり熊野坐神社の前は木が茂っているのが暗いんです。石塘の人が

から見ればそちらに行かないから、と言うわけです。新田の人たちは、あそこを通行する必要があるのでは何か話し合いができないかという中で、この防犯灯の建替の問題を石塘の区長に立替えて申請をしてくれないか、電気料は1軒あたり500円で、石塘が1軒増えるわけではないので、皆で負担するので変わらないからと言えなかったのです。しかしこれが立替える必要がなくなれば、石塘の区長に申請をして欲しい。石塘に負担を掛けるものではないからと言ってもいいです。でも、立替えてまでは言えないと思っていたところです。それで大浜あたりでも同じような負担の仕方ならば、いいのではないかと思ったので聞いてみたところです。

(事務局)

以前の防犯灯の設置の考え方については、属地でお願いをしていました。それで今、権現さんのところは属地になるので、本当は地元で設置をして修繕をしてもらうという形が一番だろうと。それで通りは新田や他の人達が通るでしょうが、手続き上は属地で石塘の区長さんのほうで申請をしてもらったほうがいいのですが。

(委員)

それが私が言うように出来なかつたらしいとのことでした。それが今度は立替えずなくていいとなると、ただ申請だけならいいということになるから、そこは良かったなど。それで大浜あたりも横島と同じやり方であれば、頼みやすいのではないかと聞いてみたところです。

(事務局)

しかし、旧玉名市は戸別の行政区でまとめて支払っているということです。一本でも増えていけばその負担の半分内ということですが上がっていく可能性があります。

(委員)

防犯灯というのはPTAもそうですが、何か全体で考えないものでしょうか。

(事務局)

ほとんどが水田や農道に必ず建てる必要のあるところがあるので、そこを防犯に理解のある方はいいですということですが、街灯が灯くと夏あたり虫が来ますので。

(委員)

ただ、PTAのほうからですが、事故があつて警察沙汰になったら初めて付くんじゃないかという話があつてます。その前に通学路ぐらひは市で対応できないかなと、いろんな虫が来ないようにする方法もあるのではないかと思います。

(事務局)

豊水小学校と石貫小学校の例なんです、通学路については小学校のPTAのほうで防犯灯の設置をされて、管理と電気料の支払いまでされています。

(委員)

しかし、玉名市と横島は合併前というのは違うからですね。ある程度理解をして

いただかないと垣根ができて、と思いますけれども。そういうやつも行政のほうで出来るなら仲介をしてもらえないでしょうか。

(会長)

それでは他に何かないでしょうか。それではこれで報告事項については、これで終わりたいと思います。その他の議案に入りたいと思います。

(事務局)

それでは事務局のほうから5番目のその他ということで、昭栄地区公園建設についてということで載せています。このことについては、現在の昭栄区長の委員さんから地元の昭栄地区内に公園を建設してもらいたいという要望があがっているということで、この昭栄地区の公園建設についての今までの経緯について、委員さんのほうから説明していただき、その後、市としての考え方について公園の建設については本庁の都市計画課が担当課となっております。都市計画課のほうとの協議を横島総合支所の建設経済課のほうから内容等について聞いてきておりますので、説明をしてもらって皆さんで協議を行い協議会として次回の議題として提案するか判断していただきたいと思います。まずは委員さんのほうから説明をしていただきたいと思います。

(委員)

今話しがあつたように昭栄地区公園建設についての要望書を昨年6月に建設課のほうに提出しました。その内容は昭栄地区は子どもが多く、道路で遊ぶので、車で通るときに非常に危ない状況です。また地域の住民が運動するために遠くまで行く必要があります。だから1反2畝くらいの農協用地があるので、子どもの遊ぶ場と運動する多目的広場の地区公園の建設の要望をしたわけです。今日、地域協議会のほうで検討してもらったほうがいいのではないかとということで、話しを出してもらいました。

(事務局)

いま委員さんのほうから説明がありました案件については、一応本庁の都市計画課と財政課に話しがいています。それに基づきまして本庁の考え方について、横島総合支所の建設経済課の課長補佐のほうから市としての現在の考え方について説明していただきます。

(建設経済課)

こんにちは。地区公園の考え方ですが、玉名市としては地区の公園整備を行うために土地を買ってまで公園整備を行う考えはないということです。それと明丑の焼却場跡地を公園として整備する方向で進めているため、昭栄地区公園整備については近くに整備される明丑公園のほうを利用させていただきたいということでした。それと、焼却場の管理を行っている環境整備課のほうの計画ですが、焼却場跡地の利用方法について詳細はまだ決定していませんが、7月から地元の役員さん等と会議

を行う上で、地元の要望に添った施設を今年度中に整備できるように企画を行って行きたいと。それと21年度に予算要求するように考えているということです。

(委員)

いま言ったことは行政区で買入れは出来ないので、農協から借入れした場合については農協とは話がついていますので、あとはできるのでしょうか。用地買収をしないのならいいのでしょうか。

(委員)

今度、しあわせ農協が閉鎖になったので、農協用地が空いているわけです。それで区として借入れするならば、農協としては議会に掛けて、大丈夫ということになったわけです。ですから行政が財政的に厳しいので用地を買ってまでは出来ませんので、用地は買わずに農協も貸していいと言っているわけです。それなら出来るはずではないでしょうか。

(建設経済課)

借地で公園を整備しているところはないということでした。借地料なんかが出てくると思います。

(委員)

それから先は、するかしないかをこの場で検討していただいて、用地買収は農協と話しをしなくてはなりません。区で利用するのであれば無償でいいと農協が言うのであればそれでいいのではないのでしょうか。

(委員)

どこにあるのですか。

(委員)

公民館があって竜神宮があって、その西側のほうです。あそこは丁度いいところです。

(会長)

そこは空いているのでしょうか。

(委員)

今はタバコの親床を植えてらっしゃいますが、それはそこを利用するときには、私が農協の役員の時ですが個人使用のところは撤去するという話しになっていました。それで農協としては議会に掛けて、農協としては話しが出来ているのでいいですということでした。ですから、行政で買ってくれるのであればそれが一番いいのですが、区で利用するのであれば、借地料は安くして貸してもいいと農協では話がついています。だから後は建設経済課のほうから言われたように財政が厳しいので、用地がどうのこうのということですが、買わなくてもいいわけです。借入れをして子どもの遊び場と多目的に利用できるようにしてもらえればいいので、それならば出来るはずではないでしょうか。

(会長)

そこは大々的に整備するのでしょうか。

(委員)

そこまで広くする必要はありません。1反半くらいですから。新栄は6反くらいあります。あそこにグラウンドを造っていますが、あまり為になっていませんので。それは明丑区長さんと話しをしましたが、明丑と昭栄とでは一緒に出来ませんと話しました。そんなに遠くないので、一緒にどうかということでしたがグラウンドは明丑にありますので、ちゃんと要望書に印鑑も貰っているのに、あっちにかたったかということになると、私も区長をしていますので立場がありませんので、昭栄は昭栄できちんとしていただかなくてははいけないと。私の考えはそういうところです。

(建設経済課)

借地の問題についてですが、貸していいということで借りて、もしも、農協が必要になって戻してくださいということになるとですね。

(委員)

そういうことはないですよ。

(経済建設課)

それは分かりませんが。

(委員)

もう農協は閉鎖になったので、全部持ったままでも固定資産の問題があるので、処分しないといけないんです。

(建設経済課)

それなら、返してくださいと言われるかもしれませんね。

(委員)

それはないです。

(建設経済課)

きちっと玉名市の土地として寄付してもらおうとかですね。

(委員)

以前は玉名市に少しでも買ってもらったら、という話しはありました。

(建設経済課)

あったのではないかと思います。その辺はきちっとしたギリギリの整備の仕方、後々の管理とかの問題が出てきますし。

(委員)

明丑の焼却場跡までどのくらいの距離がありますか。

(委員)

500メートルくらいです。

(委員)

500メートルならば、共同で利用したほうがいいのではないのでしょうか。球技場があり、バックネットもあってダッグアウトもできてますから。500メートルなら問題ない気がしますけれども。

(委員)

明丑の区長さんから一緒にしようと話しがあったのですが、それは切り離して話しをしようと言いました。明丑の中にあって明丑地区の公園になるからですね。それはそうですねと。

(事務局)

地区内にあるからその地区でしか利用できないという考えではなくて、公の皆が使えるという捉え方になっているからですね。

(会長)

場所的には明丑の中にありますけれどね。

(事務局)

そうです。

(会長)

皆が利用するということところで整備計画があったからですね。

(事務局)

そうです。市のほうもそういう計画の基で進んでいっているようです。

(会長)

この件もですね、これは元委員だった方が、努力してからここまで出来たんです、何にでも使えるように。それが実現すればりっぱなグラウンドが出来ると思います。

(事務局)

だから先ほど話しがあったように、計画にまず昭栄地区の公園が基本的に最初からあがって、これはどうしても優先的にしていけないといけないと、優先順位の上のほうに上がっていたなら、財政の建設計画の中に盛り込んであったのかな、と私は個人的に思います。なかなかそういう計画の中にも上がってないという様な事を私も聞いていました。今回、区長もされて地域のために精一杯されているということで、協議会の中を出してくださいということになって、その他になりましたが皆さんに意見として聞いていただいて、協議会として昭栄地区の公園を上げるかどうかを判断してもらいたいという事で、上げさせてもらいました。

(会長)

今、事務局のほうから内容については説明がありましたが、この件については協議会のほうで検討して、それで持っていくかですが。あれはそのままでは、使えない状態でしょうか。

(委員)

あそこは施設を2つ3つ造って、フェンスをはらないといけないでしょう。その

くらいしないと。ですからここで検討した中で、良かったら上げてもらえるなら私は助かります。それから先の農協用地の問題は、農協の方とも話しをしていますので、用地問題は話しが済んでいます。

(委員)

その建設要望書というのは、公園をどれぐらいの規模で、どれぐらいの施設設備をとってというような事は出ているわけですね。それを市の都市計画を経済、建設からもそれを見て財政的に優先順位を付けたときに、ちょっと無理ですと今のところ結果が出たと。それで隣接する行政区に現在、元焼却場跡を整備するからその跡地を共同利用という形で利用してください、という事なんですね、行政のほうとしては。

(事務局)

そういう方向ですね。

(委員)

上でちょっと話しを聞いたところ地域協議会の中で話をして、検討したうえで上がってきてから煮詰めた話をしたほうがいいだろうという話がありました。それなら地域協議会の中で話しをして、農協も用地は行政が買わなくてもいいのではないかというような話しを上に出しました。そうしたところ地域に地域協議会があるから、その中で検討をして、それから先、要望書が出てきたら提出してくださいということでした。前もって出していたら良かったのですが、出してなかったからですね。前々町長のときにこういった地区公園の小さいものが出るような話があっている頃ですが、上がっていると良かったのですが、上がってなかったからですね。その時は私が区長ではなかったからですね。私が区長になってから色々こういった話が出てきました。要望書を去年の6月に建設課に出しました。

(委員)

建設課は横島の建設課ですか。

(委員)

ええ、横島の建設課です。

(支所長)

委員さんが区長として孤軍奮闘されていることは分かっているんですが、そういうことで私も話を聞きました。先ほども話しがありました。前々町長の時はそれぞれの行政区でそういう趣きがあるならば、造ろうというような、これは政策的にも出てきたわけです。ですから九番の公園はそれでできたと思います。だからそういうのが新市になって、そういう考え方があるのかどうか今の玉名市にですね。その確認をしたわけです。そういう地域毎での行政区にお金を出して公園を造るということは考えてないということでした。それと土地の問題にしても、買ってまではもちろんしない。賃借においても借りたりはしないということでした。世代が替わ

るとどのような問題が出てくるか分かりません。撤去してくださいというようなことが可能性としてはあります。そのときに行政としては対応できないということで、提供していただくのはうれしいのですが、もう一步進んで名義まで変えていただいて、市の名義にしたら設置しましょうという流れになっています。お金のことばかり言うのはいけないのですが、最優先にしないではいけないものなのかどうかということになってくるかと思います。

(委員)

要望書は同意書を取って出しています。それで急に要望書を出したから、来年、再来年してくださいというわけではありません。一応、するという方向づけを決めてもらえればいいので、ここで提案した案を検討していただいて、上にあげてもらえればと思って今日出したわけです。

(委員)

地域協議会でそういう話が出たときに、すぐ上げることになるわけですか。もっと色々な資料があって、それで実際上げるかどうかというのはまた話し合うんでしょうか。

(会長)

ここで検討しながら、この案件は上げたほうがいい、この案件は上げる必要がないということまでこの場で話合ってきました。

(委員)

この問題について、行政として何か取り組んで、こういう方向性だったらいけるのではないかというのではないのでしょうか。

(事務局)

今の段階ではないそうです。

(建設経済課)

一応、本庁のほう公園整備とか管理している部分もありますし、財政や部課長に話しをしに行って、1地区1公園というのが理想ですが今の厳しい財政の中では、土地を買上げるという考えはありません。

(会長)

委員さん、いま話が出ていますが今の時点では無理ということで、来年度から明丑のグラウンド工事にかかるので、そこを利用しながら農協の用地はただの広場として利用されてはいかがでしょうか。

(委員)

それなら、上にあげてもらって広場でも造ってもらえればですね。

(委員)

提出された後、本庁の都市計画課であるとか建設課とかは現地の申請場所を確認その他のことは行われたのでしょうか。要望書を見てこれはお金がないからといっ

て、門前払いしたというなら地元の人達も納得しないでしょうから。せめて現地を見に行ってくださいね、予算措置も出てはいないみたいですから。40mと20何メートルという、それに附設する防護柵といった遊具がどれくらい必要だから整備してくださいという要望ではないですよ。

(建設経済課)

はい、40mの29mの農業用地と書いてあります。

(委員)

いま拝見したらそれだけを見て駄目ですということではなく、現地に行ってもらって、私たちとしてももう少し詳しい資料が欲しかったし、行政としてももう少しこうしてくれないだろうかという要望書に対する指導を、予算がないから駄目だと言うことではなく、こうだから無理ですという区民が納得するような回答が欲しいのです。区長さんの立場を色々言われてもいけないと思いますが、区長が一生懸命がんばっているということであり、地区の住民が署名・捺印をされているということは事実ですから。もう一回、借地をいくらですのか、貸借契約ができるのかということを示しながら市のほうに要望を出して、それを精査していけば納得していただけたらと思います。

(会長)

それでは委員さん、そういうことでありますので継続審議ということで、資料等があったら出してもらえませんか。なかなか難しいみたいですが。

【事務局より「ふるさと玉名市のいま」と「ふるさと納税制度」について説明】

(事務局)

最後に事務局より皆様方にお願ひがあります。協議会の開催予定日と開催時間については、事務局としては時間内で会議を開かせていただければという風に考えています。というのも色々な意見が出た時に、横島総合支所の担当課のほうも時間内であれば、直に対応できる体制を執っていきたいと思いますので、今後もしできる限り午後1時30分開始ということでお願ひできるならと考えていますので、よろしくお願ひします。

(会長)

皆さん、今の件についてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局)

開催時期については会長と事前に打合せして、通知を差し上げまして連絡をしたと考えておりますので、時間内ということでもよろしくお願ひします。それでは閉会のほうを副会長のほうからお願ひします。

(副会長)

今日は長時間に亘って協議していただきまして、ありがとうございました。これからも身近な問題を取り上げていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

本日はどうもお疲れ様でした。

12 会議録作成者

玉名市横島総合支所 総務振興課 主任 宮田正文

13 会議録署名人署名欄

--	--

14 問合せ先

玉名市横島総合支所総務振興課 TEL : 0968-84-3111 (直通)